（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十五条　（略）

２　登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二　（略）

三　財務諸表等が電磁的記録（法第四十六条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　（略）

３　（略）

（適合命令）

第四十六条　国土交通大臣は、講習実施機関が第三十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十七条　国土交通大臣は、講習実施機関が第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十八条　国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第三十六条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第四十五条第二項各号の請求を拒んだとき。

四　（略）

五　第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

第四十九条・第五十条　（略）

（公示）

第五十一条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一　第三十六条第一号の登録をしたとき。

二　第四十二条の規定による届出があったとき。

三　第四十四条の規定による届出があったとき。

四　第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

（判定の業務の実施基準）

第五十二条　法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員（第三十六条第一号に定める者にあっては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物（登録適合性判定員講習を修了していない者にあっては、住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。

二～五　（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十九条　（略）

２　登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二　（略）

三　財務諸表等が電磁的記録（法第五十四条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　（略）

３　（略）

（適合命令）

第五十条　国土交通大臣は、講習実施機関が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第五十一条　国土交通大臣は、講習実施機関が第四十五条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第五十二条　国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第四十条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第四十六条から第四十八条まで、第四十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四　（略）

五　第五十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

第五十三条・第五十四条　（略）

（公示）

第五十五条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一　第四十条第一号の登録をしたとき。

二　第四十六条の規定による届出があったとき。

三　第四十八条の規定による届出があったとき。

四　第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

（判定の業務の実施基準）

第五十六条　法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員（第四十条第一号に定める者にあっては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物（登録適合性判定員講習を修了していない者にあっては、住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。

二～五　（略）